

**「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」**  
**(得点調整検討部会審議のまとめ)の意見募集について**

令和4年11月16日  
大学入試センター

大学入試センターに設置されている得点調整検討部会において、令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストから、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領（以下「平成30年告示学習指導要領」という。）に対応して出題教科・科目の構成や内容等が変わることを期に、得点調整の在り方についての議論を行っており、以下のような提言が大学入試センターになされました。

＜得点調整検討部会提言の趣旨＞

1. これまでの得点調整は、対象科目間の平均点差に着目し、①対象科目間で平均点差が20点以上開き、それが試験問題の難易差によるものである場合に、②平均点差が15点差となるよう調整を行うこととしてきた。この方法は、受験者や関係者におおむね定着している。

2. しかし、「平均点」を基準とした調整だけでは、十分な調整を行うことが難しい場合が生じうる。具体的には、科目の得点分布の形が大きく異なる場合には、平均点差が一定の範囲内に収まっても、成績の段階表示\*の同段階間で大きな得点差が生じる可能性がある。この場合、試験問題に大きな難易差があっても、従来の方法では、得点調整は行われない。

特に令和7年度試験からは、平成30年告示学習指導要領に対応して出題教科・科目の構成が変わるため、各科目の得点分布が大きく変わり、上記のような状況が起りやすくなる可能性がある。

\*各科目の受験者全体における各受験者の成績の相対的な位置付けを、9段階（スタナイン）で示すもの。

3. このことを踏まえると、平均点差を一定範囲内に収まるようにするという従来の調整方法を生かしつつ、段階表示の同段階間での得点差についても一定の範囲に収まるような実施条件・方法とすることが望ましい。

具体的には、従来の「20点以上の平均点差が生じた場合」に加え、「15点以上の平均点差が生じ、かつ、段階表示の区分点差が20点以上生じた場合」も得点調整の対象とし、調整の方法は、「区分点差が最大15点となるよう調整する」ことを提案する。

得点調整検討部会においては、主にテスト理論や統計学の専門家による議論が行われましたが、提言の中では、専門家だけでなく広く意見を聴くべきとされています。

このため、「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言（得点調整検討部会審議のまとめ）」について、下記のとおり意見を募集し、今後の得点調整の在り方を検討していきたいと考えています。

御意見については、令和5年2月7日(火)までに、意見募集フォーム  
(<https://forms.gle/V92bWBFrSa7Wv93aA>) までお送りいただきますようお願いいたします。

なお、令和7年度大学入学共通テストの得点調整の実施条件・方法については、令和5年6月頃までに決定する予定です。

## 記

### 1. 意見募集対象

「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」（得点調整検討部会審議のまとめ）

### 2. 資料入手方法

大学入試センターホームページより入手

[https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken\\_jouhou/r7ikou/r7ikou.html](https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r7ikou/r7ikou.html)

### 3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和4年11月16日（水）～令和5年2月7日（火）

### 4. 意見提出方法

インターネット上の意見募集フォーム (<https://forms.gle/V92bWBFrSa7Wv93aA>) より、必要事項を御記入の上、御提出ください。

※上記の方法以外での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

### 5. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、検討における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。御意見については、氏名、メールアドレスや所属先の情報を除いて公表されることがあります。

なお、御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見募集に関する業務にのみ使用させていただきます。